

小学校・中学校社会科デジタル副読本用教材制作業務委託仕様書

1. 委託業務名

小学校・中学校社会科デジタル副読本用教材制作業務委託事業

2. 施行場所

真鶴町教育委員会他

3. 事業目的

本仕様書は、真鶴町立まなづる小学校及び真鶴町立真鶴中学校で教材として使用する社会科デジタル副読本（以下、「副読本」という。）の制作に係る基本的仕様を定め、学習用 ICT 端末で見やすく、わかりやすい副読本を制作する。また、前回の改訂から 5 年を経過しているため、現行の環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律及び学習指導要領等に基づき、内容・構成を見直し、子どもたちの地域におけるまちづくりや社会生活の総合的な理解に関する学習へ寄与することを目的とする。

4. 履行期間

契約締結日から 2026（令和 8）年 3 月 19 日まで

5. 著作権等

- (1) 成果物の著作権は、発注者に帰属する。
- (2) 受注者は、発注者に対し、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を譲渡する。
- (3) 副読本に受注者が著作権を有する写真、イラストその他の素材（以下、「受注者の素材」という。）を使用する場合、受注者は、受注者の素材を副読本に使用することを許諾するものとし、その使用料は委託料に含めるものとする。
- (4) 受注者は、発注者が 2026（令和 8）年度以降、副読本を改定するにあたり、副読本に使用した受注者の素材を発注者が無償で使用することを許諾するものとする。また、副読本の内容を変更することに同意するものとする。
- (5) 発注者が提供する著作物又は受注者が保有する著作権以外の著作物を副読本に使用する場合は、出典先を明示する等、著作権にまつわる一切の許諾をとること。

6. 業務内容及び規格

発注者が作成・用意する基本原稿及び写真・イラスト（以下、「基礎資料」という。）を活用又は、受託者が年間を通じて現況に即した写真を用意し、次の業務を行う。

- (1) 副読本の編集・構成（基礎資料の誤字、脱字、表現の修正等を含む）を行うこと。
- (2) 副読本では、年齢・ターゲットを考慮するとともに、子どもたちの興味や関心を惹き、行動を促すように、内容に沿うイラストレーション及び写真、動画・アニメ、ゲ

ーム等のコンテンツの制作、挿入するなど工夫をこらすこと。基礎資料として提供した、イメージ画像、写真等はそのまま使用しても良いし、それぞれ修正・加工を行うことも構わないが、できるだけ、年間を通じて受託者が取材（最新の写真撮影やビデオ撮影）や資料収集したものを使用すること。

- (3) 普段見学できない場所を動画教材として視聴できるようにするなど配慮すること。
- (4) 小中学生が利用しやすいように、できるだけスクロールが少ない画面レイアウトやズームアップ表示などの工夫を行うこと。
- (5) キーワード検索やページリンクなど、小中学校の授業やタブレット学習で利用しやすい工夫をすること。
- (6) 上記(1)及び(2)の実施後に発注者の最終的な加筆・修正（以下、「最終校正」という。）を反映させること。
- (7) 上記(1)から(5)の完了後、データファイルを納品すること。（PDF形式のファイルをDVD等に格納して納品すること）また、制作した内容が確認できるように、紙媒体（カラー印刷・用紙は任意）を3部納品すること。
- (8) 規格（タブレット用 web コンテンツ）
 - ・本文、小学校副読本 90 ページ相当、中学校副読本 130 ページ相当
 - ・PDF 内に動画・アニメ・ゲームなどのコンテンツを挿入
 - ・総容量 4.7 ギガバイト以内
 - ・ページ数 小・中合わせて 220 ページ程度（リンク数）
 - ・ビデオ撮影及び編集 各副読本ともに、30 分以上 60 分以内
 - 画面解像度 1024×590 ピクセル
 - ・白地図用トレース 町内小中学校各 1 校＋町全体図
 - ・学習カード
 - ・小学校社会科 3 年生、4 年生評価テスト案 制作
（副読本 PDF に準拠）A 3 版 カラー 4 色

7. 編集作業について

- ・町で設置する編集委員会において、各章の内容やページバランスなどを決定し、編集作業を行う。
- ・受託者は、編集委員会に出席（2 回程度）し、第 1 回編集委員会において、副読本の原案を提示すること。また、編集委員会に出席したときは、速やかに議事録を作成し、真鶴町教育委員会と共有すること。

8. その他

- (1) 受注者は、発注者の契約及び規則に基づく指示に従い業務を実施すること。また、業務を遂行するにあたり、関係法令等を遵守して実施すること。
- (2) 小中学生の学習に適した文字（ルビを含む）の大きさ、フォントを用いること。
- (3) 校正は、最低 3 回とし、Web による校正も可とする。

- (4) 受託者は、本業務を一括して第三者に再委託することはできない。なお、本業務の一部を第三者に委託する場合は、書面により真鶴町教育委員会の承諾を事前に得ること。
- (5) 受託者は、本業務を実施するための個人情報の取り扱いについては、真鶴町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号）及び真鶴町教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年教育委員会規則第3号）を遵守し、業務の履行上知り得た情報等については、契約期間中及び契約期間満了後も第三者に漏らしてはならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定する。
- (7) 契約履行上の疑義については、発注者と受注者が協力して解決すること。
- (8) (7)の疑義については、発注者と受注者が協力して解決すること。

【小学校副読本構成：参考】

単 元 名 等	ページ数
表紙	1
表紙裏	1
真鶴町町民憲章・町の花・鳥・木	1
目次	2
1 たんけん、発見、わたしたちのまち	14
2 見つけたよ、まちの人たちの仕事	13
3 安全、安心、みんなの暮らし	9
4 昔をたずねて	5
5 さわやか、すこやか、みんなの暮らし	10
6 自然災害からみんなを守る	3
7 ふるさとをゆたかに	8
8 真鶴町のまちづくり	6
9 真鶴町のうつりかわり	10
白地図	1
あとがき・編集委員名	2
裏表紙	1

【中学校副読本構成：参考】

単 元 名 等	ページ数
表紙	1
表紙裏	1
真鶴町町民憲章・町の花・鳥・木	2
目次	2
真鶴文化財散策地図	1
第1章 真鶴の歴史	39
第2章 真鶴の文化	16
第3章 真鶴の自然	16
第4章 現代の人々とその生活	36
中学生がすすめる「グッドなスポット」	1
あとがき	1
編集委員名	3
副読本の活用にあたって	1
裏表紙	1